

生活保護制度について

生活保護制度について

はじめに

具体的取組

- (1) 生活保護基準の見直し
- (2) 自立支援の充実・強化
- (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等

はじめに

現下の厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動。

◎ 生活保護の直近の状況（平成20年10月分）

被保護実人員：約159万人、被保護世帯数：約115万世帯、保護率：12.5%
保護開始人員：約2万7千人、対前年同月伸び率は11.7%（9ヶ月連続でプラス）

職を失い、生活に困窮する方々へ、様々な支援施策が実施。

◎ ハローワークにおける取組

- ・ 社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のため相談支援
- ・ 雇用促進住宅の入居あっせん
- ・ 解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金による融資
（住宅入居初期費用 [最高50万円]
家賃補助費 [月額上限6万円、最長6月]
生活・就職活動費 [月額上限15万円(世帯)、最長6月] 等）

◎ この他、住宅政策部局において特別な対応などを実施。

現下の情勢を勘案すると、今後も生活に困窮する者の増加が見込まれる。

- ➡ ◎ 引き続き、相談者の事情や要望に応じて、これら施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。
- ◎ ハローワーク等の関係機関及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携をより一層強化して下さるようお願いする。
- ◎ なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。